

改正食糧法遵守事項関連 Q & A

平成 2 2 年 4 月

農林水産省

<対象事業者について>

(問1) 食糧法上の届出義務のない米穀の出荷販売事業者も遵守事項を遵守しなければいけませんか。

(答)

届出義務があるか否かにかかわらず、米穀の出荷又は販売の事業を行ってれば、生産者も含め、遵守事項を遵守する必要があります。

(問2) 米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者は、遵守事項を遵守しなければいけませんか。

(答)

米穀粉などの加工・製造・販売は、米穀の出荷又は販売の事業ではないため、基本的に対象外となります。

ただし、米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者であっても、これらの事業と併せて米穀の販売を継続・反復して行っている場合などには、出荷販売事業者として遵守事項を遵守する必要があります。

<用途限定米穀について>

(問3) 主食用として生産した米を加工用原料として販売する場合、この米は、用途限定米穀となりますか。

(答)

用途限定米穀は、政府又は米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」という。)が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米、新規需要米(米粉用米、飼料用米等)などが該当します。

したがって、生産段階から特定の用途に限定するものとして生産されていないお米(主食用米や生産数量目標の範囲内で生産される醸造用米)を加工用原料として販売する場合でも、用途限定米穀とはなりません。

(問4) 用途限定米穀は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受ければ、他の用途に販売することができるのでしょうか。

(答)

用途変更が認められ、他の用途で販売することができる場合としては、米粉用米の取引先が急に倒産して、かつ、同種の事業者の販売することが不可能であるなど極めて例外的な場合が考えられます。(その他、問12参照)

なお、他の用途に販売することが認められる場合でも、主食用への転用は認められません。

(問5) 加工用米であって更に用途が細分化された「米菓用」や「酒造用」等の用途を変更する場合も、農林水産大臣の承認が必要なのでしょうか。

(答)

用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米、新規需要米などが該当します。

加工用米について、酒・みそ・米穀粉・菓子などの具体的な使途については、生産調整方針に定められているものではないことから、取引当事者間の契約で規定されていたとしても、この使途の変更については、加工用米の用途内であれば、遵守事項省令第2条に規定する農林水産大臣の承認は必要ありません。

ただし、用途限定米穀に係る契約の相手方である政府、出荷団体等の合意なく無断で当該使途を変更した場合は、契約違反となり、違約金が課せられることもあります。

(問6) 農協等の出荷事業者販売委託している生産者は、用途を示す表示は、どの時点ですればよいのでしょうか。

(答)

米穀の出荷販売事業者が用途限定米穀の保管を行う場合は、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、はい票せんによる掲示を行う必要があります。

また、用途限定米穀の販売を行う場合は、その包装等に表示を行う必要があります。これについては、生産者が用途限定米穀の販売を農協等に委託している場合は、販売委託された農協等が販売を行う際に表示を行うことで問題ありませんが、生産者が販売委託する際にすでに用途限定米穀として特定されている場合などは、出荷契約等に基づき、あらかじめ生産者が表示することもあり得ます。

(問7) 用途限定米穀を変形加工等した場合、用途を示す表示を付すのですか。また、変形加工を委託した場合、受託した変形加工業者に表示義務はあるのでしょうか。

(答)

用途限定米穀を米穀の出荷販売事業者がとう精や変形加工する場合も、当該米穀の製品(精米、砕米等)の保管に際しては、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、はい票せんによる掲示を行う必要があります。また、当該米穀の製品の販売を行う場合は、引き続きその包装等に用途を示す表示を付さなければなりません。

なお、とう精業務等を委託した場合には、委託を受けた者に用途限定米穀として適切な保管をさせるとともに、遵守事項が適切に履行されるよう契約により表示を付させることを措置するなど、実際に用途限定米穀の販売を行う米穀の出荷販売事業者が責任を持って行う必要があります。

(問8) 自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合、用途を示す表示等、用途限定米穀の取扱いについて、どのようなことをすればよいのでしょうか。

(答)

自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合には、販売時の用途を示す表示や販売先との契約は当然不要ですが、保管している間は、別はいにははい票せんを掲示するなどの明確な区分管理が必要となります。

また、国や都道府県が行う、生産された飼料用米の適正使用の確認のためにも、飼料用米の生産及びその使用に関する記録を記帳していただくことが必要となります。

(問9) 21年産米から表示しなければならないのでしょうか。

(答)

改正食糧法の施行期日は、平成22年4月1日ですが、施行日以前に出荷又は販売された用途限定米穀については、用途を示す表示を付すことについては適用しない旨の経過措置を設けているところです。

したがって、平成22年3月31日までに生産者が販売又は農協等に出荷している用途限定米穀について、平成22年4月1日以降に農協等が必要者に販売する場合は、法令上の義務はありません。

ただし、表示がない場合には、販売し難い等の取引上のリスク、デメリットも考えられますので、極力表示をしていただくようお願いします。

(問10) 加工用米や新規需要米は、どの時点で用途限定米穀となりますか。

(答)

他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているので、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

また、飼料用米も調製（ふるい）せずに当該用途に用いられますので、同様に収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これについては、調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、調製（ふるい）を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された段階から、用途限定米穀となります。

(問11) ふるい下米は用途限定米穀になりますか。

(答)

1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需要用米などが該当します。

したがって、主食用米は、ふるい下米も含め、用途限定米穀とはなりません。

2 他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているので、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

また、飼料用米も調製（ふるい）せずに当該用途に用いられますので、同様に収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これについては、調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、調製（ふるい）を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された段階から、用途限定米穀となります。

3 したがって、他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産された加工用米、米粉用米等のふるい下米も、用途限定米穀として、取り扱わなければなりません。

また、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米、米粉用米等の場合には、当該用途に仕向けられるべき部分として特定されないふるい下米は、食糧法上は、用途限定米穀には当たりません。

ただし、新規需要米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針」等において、当該米穀が主食用として流通することがないように、主食用との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行うこととしていることに留意してください。

(問12) 変形加工やとう精した際に生じる微細米や色選ではじかれた米は、どのように扱われるのでしょうか。

(答)

1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需要用米などが該当します。

したがって、主食用米のとう精等を行った際に生じる微細米や色選ではじかれた米等のいわゆる副産物は、そもそも用途限定米穀でなかったため、これは用途限定米穀とはなりません。

2 一方、加工用米等の用途限定米穀については、定められた用途に使用され、用途ごとの適正な流通を確保するとともに、主食用米の需給の安定を図るため、定められた用途以外への使用を禁止しているという趣旨に照らしても、用途限定米穀を出荷販売事業者又は実需者が変形加工、とう精等を行った場合の副産物については、米穀(もみ、玄米、精米、砕米等)である以上、用途限定米穀であり、その取扱いについては、遵守事項を遵守しなければなりません。

3 なお、用途限定米穀を出荷販売事業者又は実需者が変形加工、とう精等を行って微細米や色選ではじかれた米のいわゆる副産物が発生した場合であって、これが当該用途に使用できないことが明らかな場合は、農林水産大臣等の承認を受け、他の用途に使用することができる場合もあります。

承認の考え方については、当初の用途に使用できないことが客観的に明らかな副産物であっても、そのすべてが承認の対象となるのではなく、承認後、当該副産物を主食用以外の別の用途に仕向けられることを前提として、新たな用途に使用しようとする者と出荷販売事業者や実需者等の連名によって、承認申請をしていただくこととなります。

したがって、承認された場合でも、承認を受けた者以外に当該副産物を使用させることは認められず、出荷販売事業者又は実需者等から承認申請を行った新たな用途に使用する者に直接販売することが必要です。

また、承認によって新たに認められる用途も無制限ではなく、主食用に使用されることが承認されないのは当然であり、更に、用途別の価格差等を考慮し、例えば、米粉用米から発生した副産物については、飼料用やバイオエタノール用等にものみ使用が承認されることとなります。

(問13) 実需者段階で発生する米穀の副産物は、どのように扱われるのでしょうか。

(答)

1 用途限定米穀については、遵守事項省令において定められた用途以外への使用を禁止しているところです。

このため、実需者段階で発生する米穀の副産物(碎米、着色米)を販売する場合には、米穀である以上、用途限定米穀として、用途外使用の禁止、用途ごとの区分保管及び用途を示す表示など保管・販売時の取扱いルールを守らなければなりません。

2 特に、このような副産物の販売に際しては、これが主食用に横流れせず定められた用途で流通させるため、副産物の所有者である実需者から新たな使用者に対して直接販売することが必要であり、とう精業者等が流通に関与できるのは、当該とう精業者を含めた三者契約又は当該とう精業者に販売を委託している場合に限られます。

3 また、米粉用米から発生した副産物を飼料用に販売するなど、当初の用途とは異なる用途に使用する場合については、遵守事項省令上、あらかじめ農林水産大臣(又は地方農政局長)の承認が必要であり、副産物の所有者である実需者と新たな使用者による連名での申請を行い、承認を受けなければ販売することはできません。

なお、この承認に当たっては、用途別の価格差を考慮し、米粉用米から発生した副産物は、飼料用やバイオエタノール用等としてのみ承認する考えです。

(問14) 用途限定米穀を販売するときは、需要者団体のほか、その用途に確実に供すると認められる事業者に対し直接販売することとされていますが、「その用途に確実に供すると認められた」と判断するためには、どのような確認が必要となるのでしょうか。

(答)

販売先の使用用途、販売先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。

需要者自らが加工・製造施設等を有していない場合も考えられますが、その場合には、当該需要者から加工等の委託を受けた者がおり、その者が当該加工等に当該米穀を仕向けることが委託契約で明確化されており、かつ、当該委託先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。

(問15) 用途限定米穀を販売するときは、定められた用途に確実に使用すると確認できた事業者に直接販売することとされていますが、仲介業者を介した取引はすべてできないのですか。

(答)

用途限定米穀については、流通ルートの透明性を確保して横流れ防止を徹底するため、需要者に直接販売することとしており、仲介業者を介した取引は、

生産者が出荷業者に委託して、需要者に販売する場合

生産者等（販売委託を受けた出荷業者を含む）と需要者の販売契約に第三者が介在しつつも、契約により現品の流通ルートがあらかじめ特定されており、最終的に需要者に販売されることが確実な場合（生産者等、仲介業者、需要者間のいわゆる三者契約）

といった場合に限定して認められます。

(問16) 用途限定米穀を運送する際に、他の用途の米穀と混載することは可能でしょうか。

(答)

用途限定米穀を他の用途の米穀と混載する場合には、遵守事項に定められた用途を示す表示を包装等に付すことが望ましいが、少なくとも運送後の用途限定米穀の保管が他の用途の米穀と的確に区分保管（別棟又は別はい）できるようにす

る必要があるため、パレット等で他の用途の米穀と明確に区分して運送するようお願いします。

なお、運送後の適正な保管、販売等を確保する観点から、用途限定米穀を他の用途の米穀と同一のフレコンで混載することはできません。

< 食用不適米穀について >

(問17) 食用不適米穀とは、どのようなものをいうのでしょうか。

(答)

食用不適米穀とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、販売等をしてはならないとされている米穀であり、例えば残留農薬基準値を超えた米穀、カドミウム等重金属の基準値を超えた米穀、カビが付着した米穀などをいいます。

(問18) 食用不適米穀を廃棄する場合は、事業者自ら廃棄する必要があるのでしょうか。

(答)

- 1 食用不適米穀を廃棄する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの法令に基づき、当該事業者の責任において、自ら又は廃棄物処理業者等に委託するなどして、確実に処理する必要があります。
- 2 また、その際には、米トレサ法に基づき廃棄の記録を作成・保存しておくとともに、当該廃棄物の処理を委託した場合には、委託契約書等の証拠書類も合わせて保存していただくようお願いします。

(問19) 食用不適米穀を飼料用に販売又は使用する場合、どのような法令に基づいて行えばよいのでしょうか。

(答)

飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）その他の関係法令がありますが、具体的な手続きは、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について」（平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知）に規定されていますのでご参照ください。

(問20) 食用不適米穀の譲渡先に対して、その使用状況を確認することとされていますが、どのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

食用不適米穀の譲渡先の使用状況の確認については、食用不適米穀が確実に非食用として処分されていることを確認するため、当該米穀を譲渡した出荷販売事業者が、譲渡先との契約において食用不適米穀の使用状況への調査協力事項を措置した上で行います。

確認は、可能な限りロットごとに行い、その使用状況を帳簿や製品在庫等によって、出荷販売業者が自ら行うか、出荷販売事業者、譲渡先又は両者が共同で検査機関等に委託して行う必要があります。

また、当該確認については、合理的な範囲で定期的に行うことが必要です。

<コンプライアンス>

(問21) 米穀の出荷・販売に関するコンプライアンス体制の確立に当たっては、国がまず研修会等を開催し、具体的な内容を示すべきではないでしょうか。

(答)

- 1 国としては、本制度が円滑に施行されるよう、説明会の開催やQ & A集、パンフレット等の作成・配布等により、積極的に制度の普及・周知に努めていく考えです。
- 2 また、関係法令等の啓発資材については、当省ホームページにも掲載しておりますので、適宜ご活用下さい。

(問22) 家族経営や個人経営の場合、どのように研修や教育をすればよいのでしょうか。

(答)

お尋ねのようなケースについては、まずは、食糧法の遵守事項のパンフレットや米トレーサビリティ法のパンフレットを通じて、制度への理解を深めていただきたいと思います。

<その他>

(問23) 遵守事項に違反した場合、直ちに罰則が適用されるのでしょうか。

(答)

- 1 米穀の出荷販売事業者が遵守事項に違反した場合は、期限を定め、その業務の方法を改善すべきことを勧告することがあります。
- 2 また、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することとなります。
- 3 さらに、この命令に違反した者に対しては、罰則が適用されることがあります。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金))

(問24) 勧告を行う場合の基準はあるのでしょうか。また、違反した事業者の氏名等は公表されるのでしょうか。

(答)

- 1 遵守事項に違反している米穀の出荷販売事業者に対しては、勧告を行うとともに、違反した事業者の氏名等を公表することとしています。
- 2 具体的な公表事項は、原則として、
違反した事業者の氏名又は名称及び住所
違反事実
勧告の内容
を公表することとしています。
- 3 ただし、
遵守事項違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した事業者が直ちに改善方策を講じている場合
事業者が行政庁による調査着手を認識する前に行政庁に対し自発的に違反の全容を申告した場合(米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令第2条又は第7条の規定に違反したときを除く。)であって、直ちに改善方策を講じているとき(過去にも同様の違反歴がない場合に限る。)は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導します。(ただし、に該当し指導によることが適当でないとする場合には勧告を行います。)